

保護観察の実施

法務省 保護局

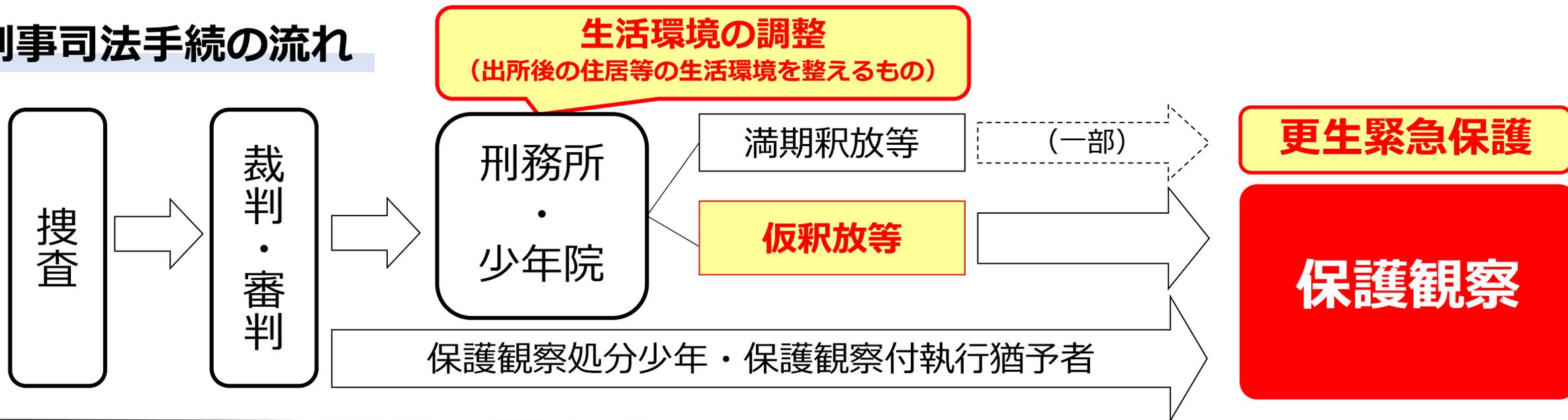
令和4年11月10日(木)

保護観察とは

概要

・「保護観察」とは、刑事司法手続の一翼を担い、犯罪や非行をした者が健全な社会の一員として更生するよう、保護観察官と保護司が協働して、地域社会の中で指導監督・補導援護を行うもの。

刑事司法手続の流れ



保護観察の実施体制



保護観察官

保護司

- 保護観察の実効性を高めるため、国の職員である保護観察官の専門性と、民間ボランティアである保護司の持つ地域性・民間性を有機的に組み合わせて対応
- 保護観察官は、保護観察対象者への直接的指導や保護司のスーパーバイズ、性犯罪等の専門的処遇プログラム等を実施
- 保護司は、保護観察官が作成した保護観察の実施計画に基づき、面接等を通じて、保護観察対象者に指導助言等を実施

専門的処遇プログラムとは

概要

- ・特定の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対して、その傾向を改善するため、心理学等の専門的知識に基づき、認知行動療法（自己の思考（認知）のゆがみを認識させて行動パターンの変容を促す心理療法）を理論的基盤とし、体系化された手順による処遇を行うもの。
- ・性犯罪者処遇プログラム（R4.4.1～性犯罪再犯防止プログラムに改訂）、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム及び飲酒運転防止プログラムの4つのプログラムがある。

性犯罪再犯防止プログラムとは

強制性交等、強制わいせつなどの罪を犯した者及び犯罪の原因・動機が性的欲求に基づく者を対象とし、性犯罪に結び付く恐れのある認知の偏りなど、自己の問題点を理解させ、自己コントロールの力を付け、問題行動を回避できるようにすることを目的として実施

プログラムの主な内容

導入プログラム

- プログラムの目的や概要の説明
- コアプログラムに対する動機づけ
- 問題と強みのアセスメント

コアプログラム

- おおむね2週間に1セッションずつ、全5セッションで構成
- 認知行動療法に基づく指導、再発防止計画の作成
- 性加害が嗜癖化しているなど、特定の問題性を有する者への指導等
 - Aセッション 性加害のプロセス
 - Bセッション 性加害につながる認知
 - Cセッション コーピング
 - Dセッション 被害者の実情を理解する
 - Eセッション 二度と性加害をしないために



プログラム（集団）の様子

※コアプログラム受講前後で、逸脱した性的な関心等の問題性の評価を行い、プログラムによる変化を測定

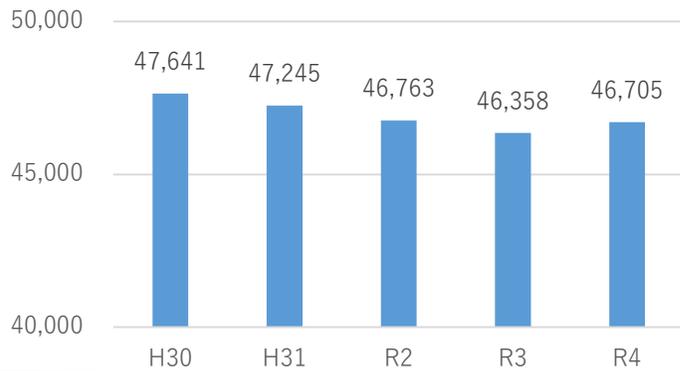
保護司適任者の確保について

保護司

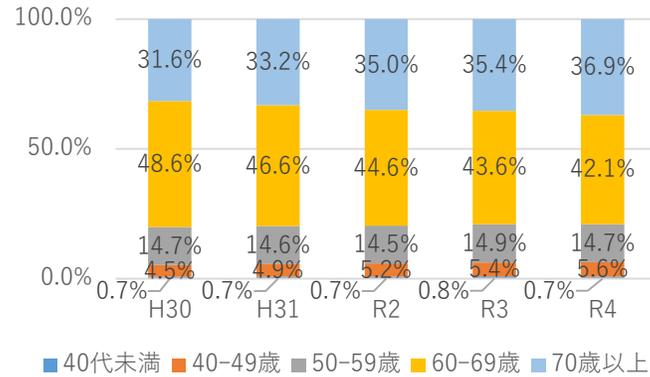
- ・法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員であるが、給与は支給されず、ボランティアとして活動
- ・犯罪や非行をした人の立ち直りを助ける活動（処遇活動）及び犯罪の予防、犯罪や非行をした人の立ち直りに対する地域からの理解・協力を得るための活動（地域活動）を実施

現 状

保護司数



年齢別構成



課題と主な対策

保護司数は近年減少（H30:47,641→R4:46,705）し、高齢化（平均年齢はH30:65.1歳→R4:65.4歳）が進んでいる。
⇒ 保護司の負担軽減が大きな課題

（主な対策）

- ・「更生保護サポートセンター」の整備、保護司活動インターンシップ、保護司候補者検討協議会等の効果的な実施
- ・地方公共団体や地域の各種団体等に対する保護司活動の支援、保護司候補者確保に関する協力要請

更生保護サポートセンターとは

- ・保護司・保護司会の地域における活動拠点であり、全国の保護司会（886か所）に整備
- ・公的な施設の一部を借用するなどし、地域の関係機関等との連携推進や保護司の行う処遇活動の拠点として機能

保護司の行う処遇活動の場としての活用

- ◇保護観察対象者等との面接場所
- ◇保護司相互の処遇活動等に関する相談・処遇協議



保護観察対象者との面接場面

地域支援ネットワークの構築

- ◇地域の様々な関係機関や団体との協議会等を通じて、地域支援のネットワークを構築

地域に根ざした犯罪予防活動の推進

- ◇地域のニーズを踏まえた犯罪予防活動の企画・実施
- ◇一般住民等からの犯罪や非行相談の実施

地域への保護司活動の情報発信

- ◇地域の方に保護司活動等に関する情報を発信
- ◇保護司の適任者の確保の取組を実施

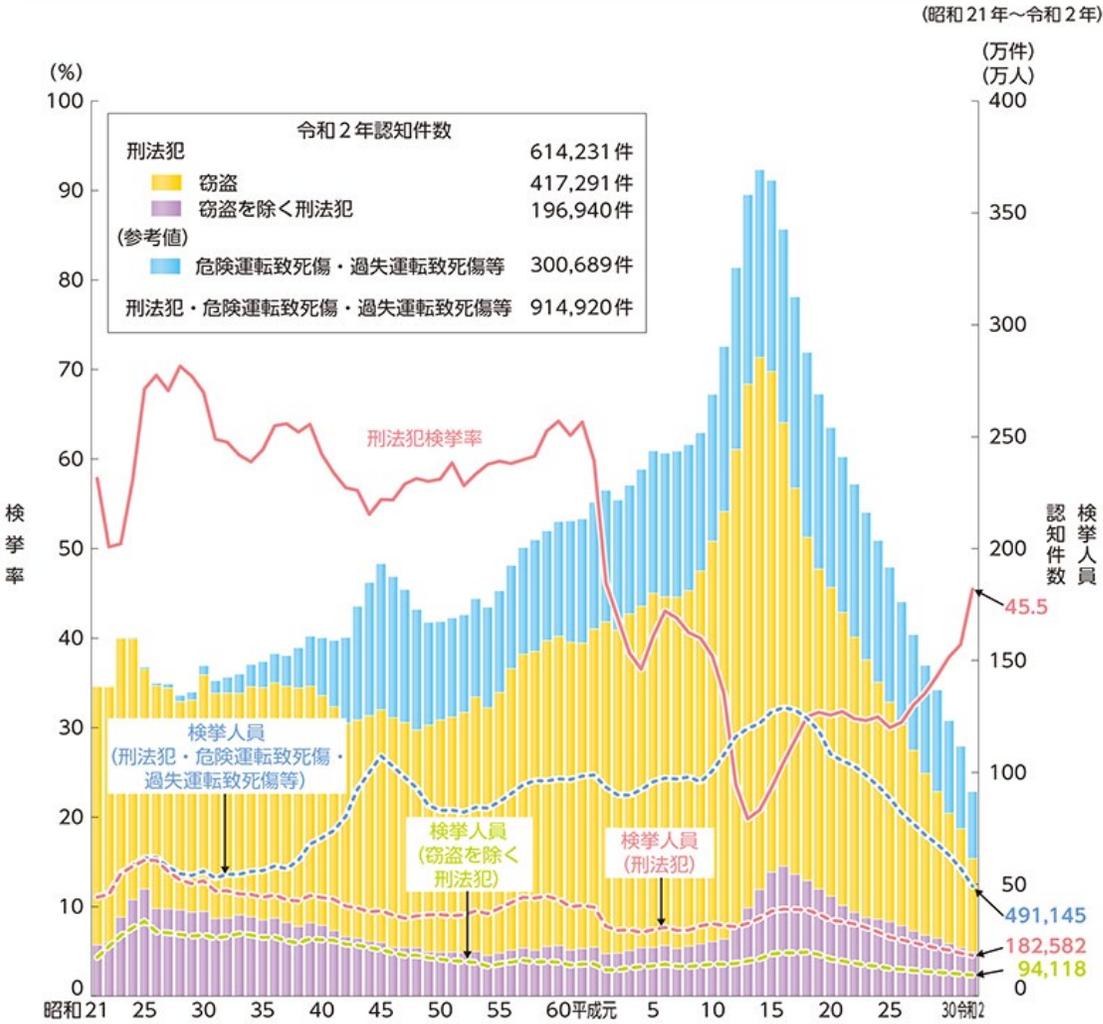


犯罪予防活動の様子

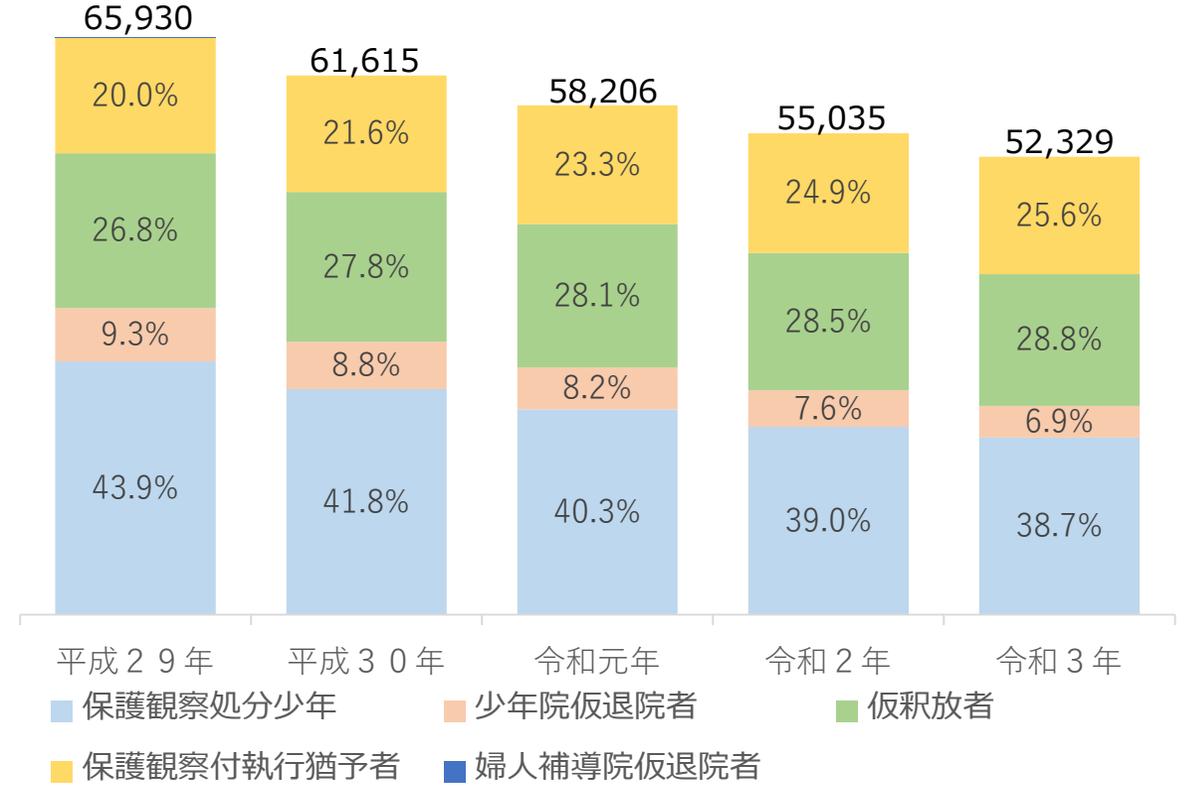
【参考】保護観察事件数等について

1 刑法犯の認知件数等の推移 (令和3年版犯罪白書より)

1-1-1-1 図 刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移



2 保護観察年間取扱事件数の推移



	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
保護観察処分少年	28,929	25,778	23,472	21,459	20,246
少年院仮退院者	6,119	5,408	4,789	4,188	3,604
仮釈放者	17,695	17,119	16,371	15,685	15,079
保護観察付執行猶予者	13,186	13,310	13,574	13,703	13,400
婦人補導院仮退院者	1	0	0	0	0
総数	65,930	61,615	58,206	55,035	52,329

※保護統計年報による

注 1 警察庁の統計による。
 2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。
 3 昭和40年以前の「刑法犯」は、業務上(重)過失致死傷を含まない。
 4 危険運転致死傷は、平成14年から26年までは「刑法犯」に、27年以降は「危険運転致死傷・過失運転致死傷等」に計上している。